

所得税、町・県民税の申告時期です！

申告期間＝2月16日(火)～3月15日(月)

**申告には、マイナンバー（個人番号）の記載と
本人確認書類が必要となります。**

令和2年分所得税、町民税・県民税の申告受付が2月16日(火)から始まります。

個人の町民税・県民税は、提出された申告書をもとに税額が計算され、納税者の皆さんに通知した後、納税していただく仕組みになっています。

申告相談受付は隔日となっておりますので、受付日程表を確認してお越しください。

なお、申告期限は3月15日(月)です。忘れずに正しい申告をしましょう。

※町民税・県民税の申告においては、国民健康保険税の算定や後期高齢者医療保険料の算定及び負担区分の判定さらに福祉施策などの大切な課税資料となりますので、**令和2年中に所得がなかった方も必ず申告してください。**(※遺族年金や障害年金など非課税収入があった方については税務課窓口やお電話にてお尋ねください。)

★所得がなかった方につきましては、電話にて申告を受付いたします。

★ 町・県民税の申告が必要な方は

令和3年1月1日現在、富士河口湖町内に住所がある方はすべて該当します。

1. 給与所得者の場合

通常は、事業所から給与支払報告書の提出があり、申告の必要はありませんが、次のいずれかに該当する方は申告してください。

- 1) 給与所得以外に収入（地代、家賃、報酬等）があった方
- 2) 外注加工賃の支払いを受けた方
- 3) 一定のところに勤務していない方、又は日雇いやアルバイトなどにより勤務先から役場に給与支払報告書の提出がない方
- 4) 雑損失、寄附金、医療費控除等の適用を受けようとする方 など

2. 給与所得者以外の方

- 1) 令和2年中に営業、農業、不動産、配当、報酬などの給与や年金以外の収入があった方
- 2) 年金収入がある方で、社会保険料控除や配偶者特別控除など各種控除を受けようとする方
- 3) 専従者控除の適用を受けようとする方
- 4) 純損失、雑損失の適用を受けようとする方
- 5) 所得証明書・非課税証明書等の発行を受けたい方や国民健康保険税の軽減措置、国民年金の納付猶予などの手続きをされる方で役場に収入の資料の無い方 など

★ 町・県民税の申告をしなくてもよい方は

- 1) 所得税の確定申告をした方
- 2) 収入が給与または公的年金のみで、給与または年金支払報告書が町に提出されている方

★ 申告するときに必要なもの

- 1) マイナンバーカード、カードをお持ちでない方は通知カード又はマイナンバーの記載のある住民票の写しと本人確認書類
- 2) 前年に所得税の確定申告をされた方は申告書の控えを持参してください
- 3) 印鑑（スタンプ印は使用できません）
- 4) 事業所得者・不動産所得者は、令和2年中の収入・経費のわかる書類、帳簿等
（収支内訳書等は必ず記入しておいてください。）
- 5) 給与・年金所得者は源泉徴収票（原本）
- 6) 社会保険料（国保・年金・介護保険料等）の支払額の分かるもの
- 7) 国民年金保険料控除証明書又は領収書
- 8) 生命保険料、地震保険料などの支払証明書、医療費控除の明細書
おむつ代の医療費控除を初めて受けられる方は医師が発行するおむつ使用証明書が必要
（医療費控除を受けられる方は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。）
- 9) 大学生、障害者の方は、内容がわかる書類（学生証、障害者手帳等）
- 10) 還付申告の方は、申告者本人名義の金融機関口座の分かるもの（通帳等） など

令和3年度申告相談受付日程表

受付時間 上九一色出張所 → 午前 9:30～11:30 午後 1:00～2:00
 足和田出張所 → 午前 9:00～11:30 午後 1:00～2:00
 町役場コンベンションホール → 午前 9:00～11:00 午後 1:00～4:00

会 場	受 付 日	対 象 地 区
上九一色出張所 多目的ホール	2月16日(火)	指定なし
足和田出張所 1階	2月17日(水)	指定なし
富士河口湖町 役場1階 コンベンション ホール 午前 9:00～ 11:00 午後 1:00～ 4:00 (3月15日は 午後 3:00 まで)	2月19日(金)	勝山地区
	2月22日(月)	河口・大石・勝山地区
	2月24日(水)	
	2月26日(金)	小立地区
	3月1日(月)	
	3月3日(水)	指定日に申告できない方
	3月4日(木)	
	3月5日(金)	
	3月8日(月)	船津・浅川地区
	3月10日(水)	
	3月11日(木)	
	3月12日(金)	指定日に申告できない方
	3月15日(月)	※3月15日は午後3:00までの受付※

※申告相談受付日を必ずご確認ください。

【必ずお読みください】

- 新型コロナウイルス感染症対策として検温を実施します。37.5 度以上の発熱がある方や、体調を崩されている方、マスク未着用の方などの入場をお断りさせていただく場合がございます。
- コンベンション会場では、受付簿を会場ドア前にご用意いたしますので受付時間前に来場された方は、ご記入のうえお待ちください。
- 申告期間中は大変混み合い、長い時間お待ちいただく場合があります。皆様の待ち時間を少しでも減らすため、医療費控除等に必要な書類の準備の徹底、「医療費控除の明細書」の作成を必ずお願いします。(書類等が不十分な方は相談が受けられません。)
- 3月15日は大変混雑し、確定申告の申告相談ができない場合がございます。町で確定申告の相談を受ける方は3月12日までに済ませてください。
- 申告期間中、税務課窓口では全ての記入が済んでいる申告書のみ収受いたします。相談等がある方は各会場にお越し下さい。
- 町の所得税確定申告の申告相談は、小規模な事業・農業・不動産所得者、年金受給者、還付が発生する給与所得者などを主な対象としていますので次のことについてご理解をお願いします。
 - * 青色申告者の方については、必ず青色申告決算書を作成したうえでご来場ください。作成されていない方の申告相談はお受けできません。
 - * 「土地や建物の譲渡」や「株式等の譲渡」、「株式配当の損益通算」など分離課税の確定申告の相談や消費税・贈与税・相続税の申告はお受けできませんので、お早めに大月税務署(Tel.0554-22-3151)にご相談ください。(※作成済みの分離課税の確定申告書・消費税申告書については、申告期間中、税務課窓口でも受付可能です。)
 - * 申告会場には、税務署の職員はおりません。町の職員が申告相談を行っておりますので、不動産や株式等譲渡所得がある方や所得計算等が複雑な方、所得金額や控除額など不明な点がある方は、お早めに直接大月税務署へご相談ください。
- 事業所からの給与支払報告書の提出が遅れた場合、今回の申告相談時に収入状況が把握できない場合があります。源泉徴収票などの収入状況のわかる資料を必ずお持ちください。